

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

製造品、商品及びサービスの茨城県と他の都道府県間の取引状況を明らかにする。

## 2 調査の根拠

茨城県統計調査条例（昭和36年茨城県条例第16号）及びこれに基づく茨城県物資流通調査規則（昭和56年茨城県規則第79号）による。

## 3 調査の期間

### (1) 調査の実施期間

平成18年7月1日から9月30日までの3ヶ月間

### (2) 調査の対象となる期間

平成17年1月1日から12月31日までの1年間

## 4 調査の範囲

### (1) 母集団の設定

#### ア) 製造業

日本標準産業分類（第11次改定）における「大分類F－製造業」に属する事業所のうち、「平成16年工業統計調査準備調査名簿」及び「平成16年生産動態統計調査対象名簿」に記載されており、従業者数が4人以上の事業所とする。

#### イ) 商業

日本標準産業分類（第11次改定）における「大分類J－卸売・小売業」に属する事業所のうち、「平成16年事業所・企業統計調査事業所名簿」に記載されており、従業者数が卸売業は5人以上、小売業は10人以上の事業所とする。

#### ウ) サービス業

日本標準産業分類（第11次改定）における「大分類H－通信業」及び「大分類Q－サービス業」に属する事業所のうち、「平成12年産業連関表作成基本要綱」の部門分類「対事業所サービス」に該当し、「平成16年事業所・企業統計調査事業所名簿」に記載されている事業所の約1割について、各事業ごとに県内構成比で按分した事業所とする。

### (2) 抽出の方法

産業中分類及び従業者数規模を層とする「層別無作為抽出法」により抽出・選定した。ただし、製造業については、品目別に出荷額の上位80%を占める事業所を抽出した。

### (3) 調査対象事業所数

製造業……1, 615事業所 (国: 557カ所+県: 1,058カ所)

商業……2, 276事業所 (卸売業: 1,140カ所+小売業: 1,136カ所)

サービス業……1, 050事業所 (通信業: 65カ所+サービス業: 985カ所)

## 5 調査の方法

- (1) 製造業調査票, 商業調査票及びサービス業調査票によって調査を実施した。
- (2) 調査票を各対象事業所に郵送により配布し, 各事業所では所定事項を記入のうえ, 郵送により提出する「郵送・自計方式」により調査を実施した。
- (3) 製造業調査については, 経済産業省の実施する「平成17年商品流通調査」と共通様式により共同で実施し, 集計にあたっては, 上記調査の数値を含めて集計している。

## 6 調査の事項

事業所の名称, 所在地及び従業員数などの他, 次の事項を調査した。

### (1) 製造業

品目別製品受入額, 生産額, 自工場消費額及び出荷額に関する事項

### (2) 商業

品目別仕入額, 販売額, 商品手持額に関する事項

### (3) サービス業

サービス種別売上額に関する事項

## 7 集計

製造業調査については, 対象事業所の産業分類が不明のため, 「品目分類別」のみの集計とした。商業及びサービス業調査の集計にあたっては, 「産業分類別」と「品目分類別」の2種類で集計した。

\* 「産業分類別」…対象事業所の主たる産業ごとに集計したもの

例) A事業所 (自動車卸売業) → 自動車卸売業: 1 [計1]

\* 「品目分類別」…対象事業所が取り扱う品目・サービスの種別ごとに集計したもの

例) A事業所 (自動車及び一般機械を卸売) → 自動車: 1, 一般機械: 1 [計2]

## 8 有効回答率

製造業……46.7%

商業……48.0% (卸売業: 50.4%, 小売業: 45.6%)

サービス業……61.9% (通信業: 54.8%, サービス業: 62.4%)